

# I 群馬県計量協会創立50周年・ 日本度量衡協会群馬県支部創立100周年記念式典

一般社団法人群馬県計量協会は、令和3年11月12日(金)、群馬会館において、「創立100周年記念式典」を開催し、盛会のうちに無事終了いたしました。

ここに、その概要をお知らせいたします。

日 時：令和3年11月12日(金)

14:00～17:30

場 所：群馬会館（前橋市大手町）  
2階ホール

参加者：会員47名、他42名 計89名



来 賓：群馬県知事

群馬県議会議長

(一社)日本計量振興協会会长

日本環境測定分析協会会长

群馬県産業経済部長

群馬県計量検定所長

群馬県中小企業団体中央会専務理事

株式会社日本計量新報社編集部長

群馬県前橋市市民部生活課長

群馬県高崎市商工観光部長

群馬県伊勢崎市消費生活センター所長

群馬県太田市産業環境部副部長

山本 一太 様

井田 泉 様

鍋島 孝敏 様

上東 浩 様

鬼形 尚道 様

金子 浩 様

小林雄二郎 様

小野 学 様

原田 陽一 様

福島 貴希 様

神保史真子 様

金澤 誠 様

<記念式典の概要>

(1) 開 会

(2) 主催者挨拶



一般社団法人群馬県計量協会  
会長 横田 貞一

みなさん、こんにちは。

一般社団法人群馬県計量協会創立50周年、及び日本度量衡協会群馬県支部創立100周年に当たり、お祝いを申し上げます。

山本知事をはじめご来賓の皆さんにご臨席を賜り、誠にありがとうございました。

コロナ感染拡大により我が国政治経済も混迷を深め、先々不透明な環境となってきておりますが、関係者の努力によりようやく明るい光が見え始めている気がいたします。

一般社団法人群馬県計量協会は創立から50周年を迎える、またその前進である日本度量衡協会群馬県支部創立から100周年の節目となり、現在に至るまで、計量制度の普及啓発に寄与してきた歴史を振り返り、尽力された歴代役員、会員及び関係者へ感謝の意を表すために記念式典を開催する運びとなりました。

これを契機として群馬県計量協会の課題と合わせて「明日の計量群馬」ということを目途にこれから組織の在り方を含めて、検討を重ねることといたしました。

さて、一般社団法人群馬県計量協会の歩みを振り返るとき、協会は多くの諸先輩のご尽力により築き上げてきた歴史と伝統がございます。

まず、計量団体設立の背景には、我が国は明治維新まで尺貫法が続いておりましたけれど、明治に入り、欧米列国と対等になるためにメートル法への切り替え、広報周知を図っていくことが急務であると伺っております。

信頼性の高い度量衡制度にしなければならないことから、新たな計量技術の基で制度構築を図ったものであります。ちなみに、日本度量衡協会は明治43年群馬県前橋市で開かれた1府14県連合度量衡協議会において発足の提案がなされ、翌明治44年4月に設立したと言われております。まさに、この上州前橋の地から誕生したと言っても過言ではございません。我が国の計量制度の普及啓発にさまざまな議論が重ねられ、「計量群馬」にとって画期的な事案であったと思います。

一般社団法人群馬県計量協会は、100余年前に度量衡協会として発足以来、群馬県の県内事業所及び県民へ計量思想の普及活動と県内の計量基盤の整備、適正計量の実施及び安心安全な取引の確保等、多大なる貢献をしてまいりました。

また、多くの先達・先輩のご尽力により我が国の計量制度業界において足跡を残しております、輝かしい歴史をもっていると言っても過言ではないと思います。

私共の協会の今後の育成について、様々なご尽力とご指導を県当局からいただいております。

何よりも、我々計量関係者の使命として、あらゆる機会を捉え、計量に関わる知識・情報を広く国民に提供するように工夫し、努力する必要があるかと思います。

協会の運営に当たっては、協会内の各部会の連携を十分に強化して活動をさらに活性化させる事と協会会員の皆さんの活動を広く県民の皆様へお知らせし、県民の皆様方への計量思想の普及啓発を図るとともに、計量技術の向上及び適正な計量管理を推進したいと考えています。

今後とも県産業政策課並びに計量検定所のご指導と会員各位の一層のご支援ご協力を賜り、当協会へのご参画をお願いしてご挨拶とさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。

### (3) 来賓祝辞



#### 祝　　辞

群馬県知事  
山本　一太　様

一般社団法人群馬県計量協会創立100周年記念式典の開催にあたり、群馬県知事として一言、お祝いを申し上げます。前身の日本度量衡協会群馬県支部の創立以来、貴協会は適正な計量の実施と計量思想の普及啓発に取り組んで来られました。実に一世紀

の長きにわたる活動であり、横田会長をはじめ、歴代の役職員、会員の皆様、関係各位のこれまでの御尽力に深く敬意を表します。

昨年から続く新型コロナウイルスとの戦いは、社会のあらゆる分野で、これまでの常識や価値観を大きく変えようとしています。

こうした中、県では「群馬県産業振興基本計画」を策定しました。この計画は、コロナからの既存産業の立て直しと新たな成長機会の探求を2つの柱に置き、「両利き（ハイブリッド）の産業構造」を目指すものです。この計画に基づき、企業の挑戦を後押しするとともに、様々なリスクや環境の変化に柔軟に対応できる産業の構築を進めてまいります。

さて、本日はこの後、JAXAの研究開発員による記念講演を行うと伺っています。私たちの身の回りの製品から、「はやぶさ2」のような最先端プロジェクトまで、すべて正確な計量という基盤があって成り立っています。皆様には、社会・経済活動の信頼性確保と秩序の維持に欠かすことのできない計量の適正な推進のため、今後とも一層の御尽力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

結びに、貴協会並びに会員の皆様の益々の御発展と御健勝をお祈り申し上げ、お祝いの言葉といたします。



#### 祝　　辞

群馬県議会議長  
井田　泉　様

「群馬県計量協会創立100周年記念式典」が挙行されるに当たり、県議会を代表して、お祝いを申し上げます。

はじめに、貴協会におかれましては、前身の「日本度量衡協会 群馬県支部」創立から数え百年もの永きにわたり、我が国の経済活動の根幹を成す「計量制度」に関し、脈々とその活動を継承してこられたことに、深く敬意を表するとともに、この度の記念式典の開催を心からお慶び申し上げます。

また、横田会長を始め御参会の皆様におかれましては、コロナ禍においても感染防止対策を講じながら、「指定定期検査機関」としての受託業務や計量思想の普及啓発、計

量技術の調査研究など、様々な活動を通じて、本県の産業経済の発展と県民生活の向上に多大なる御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「計量」は文明の発祥から社会の発展とともに歩み、いつの時代においても商業や各種産業の礎として、欠かすことのできない役割を果たしてきました。

今日では「水道、ガス、電気の使用量」や「食料品の計量」、「水質、大気の計測」など、適正な計量を前提として取引の公正や生活環境の保全が図られ、私たちの安全・安心な日々の暮らしを保たれております。

さらに、希望に満ちた未来に向けては、バイオ分野や創薬、温暖化対策など、様々なイノベーションに計量が大きく貢献していくものと存じます。

こうした中、本県の計量に関わる皆様方が一堂に会し、百年の歴史を振り返られるとともに、関係の皆様の功労を称えられることは誠に意義深いものであります。

この度の百周年を契機として、更なる本県の「ものづくり産業」の発展や県民生活の向上のため、なお一層、貴協会の活動を充実させていただきますよう、心からお願い申し上げます。

結びに、記念表彰を受賞された皆様方の数々の御功績に深く敬意を表しますとともに、「群馬県計量協会」の益々の御発展、並びに御参会の皆様の御健勝と御多幸を祈念申し上げまして、私のお祝いの言葉といたします。



## 祝　　辞

一般社団法人日本計量振興協会  
会長 鍋島 孝敏 様

ご紹介いただきました、日本計量振興協会会长鍋島と申します。

群馬県計量協会が創立から50周年、また、その前身の日本度量衡協会群馬県支部の創立から100周年を迎えられ、本日、記念式典が開催されますことを心からお祝い申し上げます。

また、この記念式典に合わせて計量功労者として表彰される皆様方には、日頃のご努力に敬意を表して、心からお祝いを申し上げます。

横田会長の話にもありましたように、群馬県計量協会は、1950年（大正9年）4月に日本度量衡協会群馬県支部として設立されたわけですが、さらにそこから遡ること10年前、明治43年にここ群馬会館で開かれた1府14県連合度量衡協議会の場において日本度量衡協会設立の提案がなされ、そして翌年明治44年4月に子爵金子堅太郎氏を初代総裁に迎えて創立されたわけです。

以来100年以上の長きにわたって、群馬県計量協会はメートル法の統一運動にはじまり、法律の遵守、計量思想の啓発、計量器の検査等、着実な協会事業活動を通して群馬県はおろか日本全体の計量行政・計量業界をリードしてこられたことに深く敬意を表するところであります。

また、貴協会は、日本度量衡協会が1951年日本計量協会、そしてその後2000年に日本計量振興協会に名称を変更しながら現在に至るまで、当会の有力会員として計量の自主管理の推進、日本郵政グループの計量管理受託事業の実施、及び計量に関する普及啓発の実施等当会の事業を積極的に推進され、誠にありがとうございます。

特に、横田会長におかれましては、当会の副会長として、事業運営に関する数々の貴重なご助言やご提言を賜り誠に感謝しております。

さらに、関東甲信越地区計量団体連絡協議会が発足し、現在に至るまで群馬県計量協会は他の計量協会とも協調・連携し、地区ブロックの計量協会連合会活動を主導的に推進してこられております。特に昨今の計量団体を取り巻く環境においては、直近のウィズコロナ時代を迎える事業の進め方等の修正が必要になるときがきております。今後の中長期的な課題が次第に明らかになってきています。

このような時代のニーズに対応した事業の新たな創出と、次世代を担う若手計量士の育成が、各地計量協会の喫緊の共通課題ではないかと感じております。

そういう各地区における課題は、運命共同体である日本計量振興協会の課題でもありますので、協議会の場を通して今後の有効な対応を図っていきたいと考えておりますので、今後ともご支援ご指導をお願い申し上げます。

最後に、一般社団法人群馬県計量協会が設立100周年を契機として、さらなる発展をされ、日本全国の業界団体を牽引されることを期待するとともに、皆様方のますますのご繁栄を心から祈念して私のお祝いの言葉とさせていただきます。本日は誠におめでとうございます。

#### (4) 「群馬県計量協会の100年のあゆみ」

一般社団法人群馬県計量協会  
専務理事 鈴木 博久

##### 1 計量団体設立の背景

我が国は、明治維新まで尺貫法が続いていましたが、明治に入り欧米列国と対等になるためメートル法への切り替えを図っていくことになります。



当初、明治政府は全国を統一するための手段として、地方によって差のある度量衡制度を一本化する必要に迫られる一方、開国し、世界と対等に付き合うためにも、信頼性の高い度量衡制度にしなければならないことからメートル法を度量衡制度に採用することにし、メートル法を基にした度量衡法が明治24年に公布されました。

この時は、まだ尺貫法を主とし、メートル法の使用を認めるとの形をとっていましたが、将来的には全てをメートル法に切り替えるとの思想を持っていました。

そこで、この度量衡法を普及するために大日本度量衡会という団体が明治27年に設立されました。明治36年には解散してしまいました。

## 2 日本度量衡協会の設立

日本度量衡協会は、このような状況下、明治43年群馬県前橋市（群馬会館）で開かれた1府14県連合度量衡協議会において日本度量衡協会設立の提案がなされ、翌年4月に度量衡関係業界、官界、学会の有志によって設立されました。

目的は、度量衡の統一、計測に関する研究、調査及び知識の交換、計量思想の普及並びに関係事項の改善を図ることにあり、特にメートル法普及運動を通じて、メートル法統一に大きな成果を挙げました。

設立当時は、個人会員制でその数は300名程度で全国に亘っていましたが、その後、会員増加に伴い各県に支部を置くようになりました。

昭和22年地方自治法の施行により各支部を解散独立させ、昭和27年には(社)日本計量協会と組織替えを行い、各都道府県の計量協会による団体会員制としました。



## 3 群馬県計量協会の設立

群馬県には、明治43年に計量器販売事業者で組織する群馬県度量衡組合が創設され、大正9年4月に日本度量衡協会群馬県支部として現組織の礎が設立するに至り、以後計量制度の普及、啓発指導に取り組み、特に尺貫法からメートル法への切り替え時には、大々的にイベントを開催して計量思想の普及啓発に努めました。



群馬県計量協会の設立総会祝賀会

昭和22年には計量協会と改称し、また昭和26年度量衡法が計量法に改められてからは、計量工業会、計量証明事業協会、計量管理協会及び計量士会等が任意に設立され、それぞれの立場から計量を通じて県民生活の向上と県内経済の発展のために寄与していました。

昭和44年には体制の強化を図るため計量5団体は大同団結して、群馬県を区域とする唯一の計量団体として群馬県計量協会が設立されました。

## 4 群馬県計量協会の沿革

- 大正9年4月 日本国度量衡協会群馬県支部を設立
- 昭和44年5月 群馬県計量協会を設立
- 昭和51年6月 環境分科会設立
- 平成8年4月 社団法人群馬県計量協会設立
- 平成24年4月 一般社団法人移行

## (5) 群馬県計量協会創立100周年記念計量功労者表彰

計量功労者表彰は、群馬県計量協会創立50周年、その前身の日本度量衡協会群馬県支部創立100周年を記念し、群馬県計量協会の運営と発展に尽力され功労のあった者に対し、その功績をたたえ表彰を執り行いました。

この表彰は、当該創立100周年を記念して創設したもので、知事表彰と会長表彰の2つ用意し、受賞者は会員歴、役員輩出歴及び役員歴により選定いたしました。

知事表彰の受賞者は、以下のとおりです。

### ① 事業所

	事業所名	会員歴(年)	役員輩出歴(年)
1	平和衡機(株)	67	51
2	(株)ヒロタ	67	23
3	群馬トヨタ自動車(株)	51	51
4	大木理工機材(株)	46	32
5	(株)ユニオン	46	25
6	(株)群馬分析センター	43	21
7	日本精密測器(株)	40	34
8	信越化学工業(株)群馬事業所	34	29
9	(株)片桐商店	32	22
計			9社

### ② 役員

	氏名	所属	会員歴(年)	役員歴(年)
1	横田 初英	平和衡機(株)	—	34
2	廣田 稔	(株)ヒロタ	—	23
3	浅川 千佳夫	元(株)群馬分析センター	—	21
4	松岡 小十郎	計量士部会	—	20
計			4名	

会長表彰は、以下のとおりです。

### ① 事業所

	事業所名	会員歴(年)	役員輩出歴(年)
1	(株)環境技研	43	19
2	(株)タツノ 群馬営業所	40	17
3	(株)寺岡精工 群馬営業所	40	11
4	久松商事(株)	40	11
5	トキコシステムソリューションズ(株) 前橋営業所	37	11
6	クラシエフーズ(株)新町工場	32	10
7	(株)イシダ 群馬営業所	32	11
計			7社

## 2 役 員

	氏 名	所 属	会員歴(年)	役員歴(年)
1	横田 貞一	平和衡機(株)	—	17
2	笛尾 利昭	計量士部会	—	16
3	大木 徳広	大木理工機材(株)	—	13
4	本間 良一	計量士部会	—	13
5	片桐 伸也	(株)片桐商店	—	11
6	久松 一夫	久松商事(株)	—	11
7	中嶋 学	トキコシステムソリューションズ(株) 前橋営業所	—	11
8	茂木 安夫	計量士部会	—	11
計				8名

## 3 計 量 士

	氏 名	所 属	会員歴(年)	役員歴(年)
1	榎 鴻	計量士部会	20	—
計				1名

知事表彰受賞者記念写真



配列順

信越化学工業(株)  
群馬事業所  
(株)群馬分析センター  
平和衡機(株)  
日本精密測器(株)  
(株)ユニオングループ  
会長 横田 貞一  
浅川 千佳夫  
大木理工機材(株)  
(株)ヒロタ

群馬トヨタ自動車(株)

会長表彰受賞者記念写真



配列順

榎 鴻  
(株)イシダ  
群馬営業所  
(株)タツノ  
茂木 安夫  
大木 徳広  
大木 理工機材(株)  
(株)寺岡精工  
群馬営業所  
片桐 伸也  
中嶋 学  
本間 良一  
笛尾 利昭  
横田 貞一  
久松商事(株)

## ＜第2部＞ 記念講演

### 「小惑星探査機はやぶさ2 飛行の全貌と成果」

JAXA（国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構）  
研究開発部第一研究ユニット  
研究開発員 大野 剛先生



#### ○ 講演概要

講演は、リモートでありましたが、スクリーンには講師である大野先生が常時映し出されておりましたので身近に感じられ、また、ビジュアル化した分かりやすい資料とふんだんにCGを使った動画を見せていただきながらの講演でしたので、とてもわかりやすく、イメージが捉えやすいものでした。



大野先生は、とてもメリハリのある声で聞き易く、会場には小学生以下の聴講者もいましたが、わかりやすい説明で大盛況がありました。

残念なことは、コロナ禍で当初想定した人数が集まらず、折角の機会を多くの県民の方に聞いていただけなかつたことが悔やまれました。

#### ○ 講演内容（要約）

「はやぶさ2」のミッションは、サンプルリターンといいまして、つまり地球からリュウグウまで飛んでいき、リュウグウで着陸、サンプル採取し、そのサンプルを地球に持ち帰って、最終的にそのサンプルを分析するまでのミッションとなります。

リュウグウへ行く前は、この小惑星リュウグウというものが、どんな天体であるのか、どんな姿や形をしているのかほとんど何も分かっていませんでした。まさに、未知との遭遇というか、冒険みたいなところがあり、そこが心躍る部分であり、多くの皆さんに興味を持っていただけたのかと思っています。

このミッションの最も重要なところは、着陸してサンプル採取にありますので、本日はそこに焦点を当てながらお話をしたいと思います。

最初に、最大のミッションのイメージをつかんでいただきたくため概要を簡単に説明します。

まずターゲットマーカーという人工の基準点となるものを小惑星リュウグウに落とし、それを基準に航行ナビゲーションできるようにします。次に、搭載してある衝突装置を使って小惑星の表面に爆発を起こし、人工的なクレータを作り、飛び散った内部からの物質を採取するため着陸（タッチダウン）を行うというものでした。

ここから、少し詳細にお話をしたいと思います。

そもそも小惑星とは、太陽の周りを回っている小さな天体です。我々が住む地球も太

陽の周りを他の惑星とともに回っているわけですが、小惑星も回っています。非常に小さな天体が多くて、数としては80万個あるといわれています。

どういった場所にあるかというと、宇宙は、宇宙と深宇宙に分けられます。

宇宙の定義は、明確な境目があるわけではありませんが、定義上は高度100km以上ということになっています。飛行機が飛ぶのが10kmですので、それの10倍ぐらい高いところからが宇宙という定義になっています。さらに遠い場所、深宇宙は月より遠い場所のことをいいます。惑星探査であるとか、小惑星探査は月より遠い場所へ行くので、深宇宙探査といいます。

リュウグウは、地球と火星に近い軌道を回っているというようなイメージで考えていただければ結構です。

リュウグウとの距離は、地球から最大3億キロメートル離れたところにあります。

3億キロとは、人が歩いていくとすると8500年かかる距離です。車であると時速100kmで走るイメージで考えてもらうと350年、飛行機ですと35年かかるようにかなり遠い場所にあります。光と電波も有限の速度をもっていまして、それであるとだいたい20分で到達します。

はやぶさ2を運用するには、リュウグウの近くにいるはやぶさ2と地球のアンテナで通信をして行います。ただし、遠い距離のところにいますので、地球からはやぶさ2に指令を出す場合でも、最大で20分ぐらいかかりてしまいます。つまり、20分後にその指令がはやぶさ2に到達して、はやぶさ2がその指令に従って動きを始めるというように時間差がある運用となります。

そもそもどうしてリュウグウへ行くのかは、リュウグウはC型の小惑星で炭素質でできている小惑星であると考えられていて、これは生命の材料になる物質であると考えられています。

地球から生命の起源を探ろうとすると、マグマをイメージしていただくと分かりやすいのですが、大きな重力で中心に物質が集まって、どろどろ溶けていると、熱とかで变成してしまっています。そのため、昔は宇宙がどういう物質で作られていたのかという情報が喪われてしまっています。一方、リュウグウは非常に小さな天体で、昔からの形をとどめていると考えられています。そのため、リュウグウに行って、物質を取ってきてそれを分析すれば、宇宙がどういう物質で昔から構成されていたのか、それが地球の生命や太陽系にどう結びついているのかが分かることになります。そのヒントを得るためにリュウグウの探査を行っているわけです。

はやぶさ2の打ち上げは、2014年12月3日に、H-II Aロケットで打ち上げられ、宇宙へ飛び出していきました。打ち上げられたはやぶさ2は、ロケットの先端から分離され、分離されると太陽電池パネルを広げます。次に、サンプラホーンといって、着陸するときに、唯一リュウグウの表面に触れる部分を伸ばします。その後にイオンエンジンといって、リュウグウへ到着するための必要な推力を得るためのエンジンを動かし始



めます。

はやぶさ2は、太陽の周りを回りながら、徐々にリュウグウ近づいていき、2018年6月27日にリュウグウへ到着しました。2018年の夏からリュウグウに滞在をして、ずっとリュウグウの近くを飛んで、1年半をかけて探査を終了し、2019年11月13日にリュウグウを出発し地球を目指して帰り始め、2020年12月6日に地球に戻ってきたわけです。



リュウグウの大きさは直径900mということで、スカイツリーとか東京タワーと比べてさほど変わらない大きさとなり、天体としては非常に小さいものです。

そのため、リュウグウにまで到達する難しさもありますが、リュウグウに到着してからタッチダウンするのはそれ以上に難しいものでした。

地球から最大3億キロ以上離れていて、リュウグウ自体は900mという大きさであるので、非常に遠く離れたところにある非常に小さい惑星まで誘導しなければならない運用となります。

これをダーツでたとえてみると、日本からブラジルにあるダーツのど真ん中に当てるような精度で、はやぶさ2を操作してあげなければならないことに相当します。

また、リュウグウは、非常に暗い天体であることがわかりました。そのため、リュウグウにタッチダウンする上では難しい天体であることが分かりました。また、リュウグウに到着してみると岩だらけでごつごつしていて、隙間なく岩がちばらっている状況がありました。着陸する場合は、岩にぶつかってしまうと、壊れてしまう危険性があるので、岩がない方へ誘導し、なるべく平坦で安全な場所に降りることを検討しました。

さらに、リュウグウは、地球が太陽の周りを公転しながら自転しているように、リュウグウも自転しています。そのため、くるくる回っているリュウグウにゆっくり近づいていかなければならぬし、岩をよけた表面に着陸しなければならないことから、非常に難しい課題でした。リュウグウへの降下は、目標の軌道を設計し、それに対して、はやぶさ2の居場所が100%誤差なく正確に知ることができませんので、ここにいるだろうと予測されている場所を基に、実際の軌道を制御し、速度の変化を与えて位置を変えながら、目標の軌道に近づけていく操作をして、リュウグウに近づいていきました。高度30~40mまでリュウグウに近づいたら、ターゲットマーカー（人工の基準点）を参考にしながら、最終的にはリュウグウに着陸して、着陸はほんの一瞬ですが、その瞬間にサンプルを取って、またリュウグウから上昇するという運用を行いました。

はやぶさ2の運用では、地上から右に行け、左にいようと指令を出して、はやぶさ2はその指令を受け取ったらその通りに動くのですけれども、地球とリュウグウは非常に距離が離れていて、電波でも約20分かかるそういう時間差がある中でその運用しなければいけないところが非常に難しいところであり、そのためには、常に未来を想像しながら先読みして指示を出す運用がポイントとなりました。第1回目のタッチダウンは、2019年2月2日に成功し、第2回目のタッチダウンは、2019年7月11日に成功しました。

リュウグウを出発したのは、2019年11月13日、太陽の周りを回りながら地球へ近づいていき、2020年12月6日に地球へ戻ってきて、カプセルを分離して落としたわけです。探査機自身としてはサンプルとともに地球へ落ちて燃え尽きることはせず、カプセルを分離したら、また制御して地球から逸れるような軌道に逃がしていく運用を行いました。カプセルは、オーストラリアのウーメラという砂漠のような場所で見つかり回収しました。

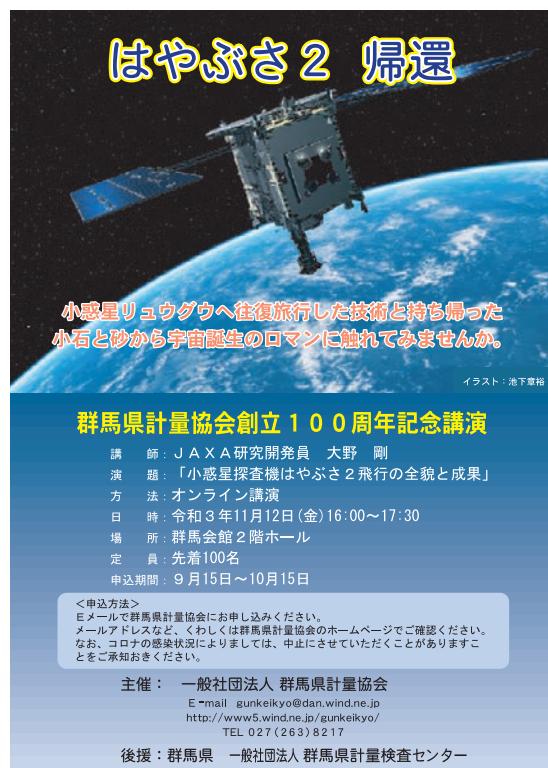
持ち帰ってきたサンプルは、砂粒や石粒のような大きさの物質があり、総量5.4gでした。現在は、それを日本に持ち帰ってきて分析を行っている最中です。

最後に、はやぶさ2が成功した秘訣をお話します。まずは、「チームワーク」です。我々は仕事としてやっているのですけれど、冒険みたいな要素があって、自然と心躍るところがあって、お互いのことにもリスペクトしていて、コミュニケーションを活発に取って、仲間を信頼して行われました。

次に「楽しむ気持ち」です。とにかくまじめにやっているのですけれど、楽しいということで、リュウグウは今だけだとわかったとき、タッチダウンできないのではないかとすごく不安に思ったりもしましたけれども、そんなときにもどうやったらこの状況を克服できるだろうか、絶対やってやるぞと前向きな気持ちで取り組んでいたように思います。

もうひとつは「挑戦と準備」ということです。タッチダウンの2回目をやらない方がいいのではないかという議論もありましたけれども、そこは果敢に挑戦し、ただし無謀な挑戦はせず、しっかりした準備をした上で、成功確率を可能な限りあげた上で、果敢に挑んでいくというそういう姿勢がはやぶさ2の場合にはできたのかなと思います。

ご清聴ありがとうございました。





## 元会長 横田初英様へのインタビュー

会長経歴：S 60～H 14（18年間）

まず一言：振り返ってみると、昭和23年に計量器の事業を起こし、爾来、昭和、平成、令和と計量に関わる仕事を天命として邁進してまいりましたが、人の縁に恵まれ、様々なご指導ご鞭撻をいただきました事が一番かもしれません。

計量協会の工業部会長始め、協会の活動にも参画するようになりましたが、昭和60年6月14日の群馬県計量協会の総会時の役員改選事案で、会長職を仰せつかり、歴史と伝統のある当協会の会長にご推挙いただき身の引き締まる思いをしたことが思い出されます。

平成14年まで永きにわたり、務めることになりましたが、多くの先達に恵まれ、ご指導を賜ったこと、会員、職員のご支援、ご協力を得て、県当局のご指導ご支援もいただきました。

会長在任期間中には、計量検定所新庁舎完成・移転があり、当会も所内の計量相談室内に移転する運びとなりました。又、計量法の改正もあり、指定定期検査機関の指定を目指として、まずは社団法人化も達成できました。地方分権一括法が成立し、計量行政の自治事務化もスタートいたしました事も思い出としてあります。

つつがなく、職責を全うできた事も喜びとするところで、皆さんには有難く感謝しております。

計量に関わる功績が認められ、平成6年4月29日に勲4等瑞宝章の栄に浴し、5月9日に皇居にて伝達されました。有難く感謝申し上げるとともに、改めて身の引き締まる思いでございました。

先輩諸氏のご鞭撻と会員各位のご支援の賜と衷心より感謝申し上げます。

Q 1) 平成元年に、創立70周年を記念して「群馬県計量計測科学機器展」を計量協会が中心となって開催しましたが、全国に例のない事業で、どんな想いを込めてやられましたか。また、その時にご苦労されたことがありますからお聞かせください。

A 1) 度量衡法交付100年・群馬県計量協会創立70周年記念として実行員会を組織し挙行したものであり、群馬県計量計測科学機器展と



して高崎市の問屋街センター展示場にて11月16日から11月18日の3日間開催したものです。

地方都市でのこのような催しは他に類がなく、初めての試みであり、実行員会のメンバーと様々な企画案を検討しました。展示機器の応募等々についても、国内外の有力メーカー、代理店に応募協力を願いました。当初予算等についても、懸念がありましたが、県当



局の強いご支援もあり、増額追加もいただく事となりました。関係各位のご尽力で最新の計量・計測・科学機器等々関連機器の展示が行われ、盛大に開催する事が出来ました。64社の応募があり、最新の計量器、分析機器等々も展示され、県内計量器使用事業所からも連日大勢の入場者の関心を集めました。計量の歴史をたどる展示もあり、一般消費者の方の来場も多く見られました。連日の記念講演会も多数の受講者が参加し、好評のうちに閉じる事が出来ました。地方で開催された計量専門展示会として、全国に先駆けたユニークな開催と称賛を受け、中央の関係者からも評価をいただき大変誇らしく感じた記憶があります。

Q 2) 平成3年に、国では、天皇閣下をお迎えし計量制度100周年記念式典が執り行われましたが、この節目を迎えたことに対し、当時ではどのような想いを持って迎えられましたか。

A 2) 11月28日計量制度100年式典が、東京都ホテルニューオオタニ芙蓉の間で、天皇・皇后両陛下のご臨席のもと挙行されました。陛下よりお言葉を賜り、特別功労者として、通商産業大臣表彰を授与され、感激した覚えがあります。

群馬県でも、12月6日に群馬県民会館にて、計量制度100年及び計量法公布40周年計量関係者功労表彰の式典が開催され、事業所並びに会員の方々に知事表彰、会長表彰並びに感謝状の贈呈式が行われました。

当時、計量制度の基盤の揺らぎと共に維持についても、様々な議論が起りつつある時代でもありました。心を新たに計量制度の維持向上に努める事に尽力する想いがありました。



Q 3) 平成5年に新計量法が施行され、民間活力導入として指定定期検査機関が設けられましたが、協会の将来を見据えて、どのような想いを持ってこの指定へ向け準備を

始められたのですか。また、指定へ向けた準備の中でご苦労されたことがありましたらお聞かせください。

A 3) 平成5年に新計量法の施行がなされ、新たな考え方方が示されました。

計量法の背景には、基準認証制度の見直しもあり、損害賠償と責任問題 P L 法等の施行も行われている事にも注視しておきたいと思います。（平成5年の改正時基本的な考え方=自己責任の導入=言ってみれば『法の関与回避』『責任からの回避』但し、権限は委譲せず）

特に、基準認証の見直し、国際整合（＊国際規格の採用と国内規格及び法整備の整合化が必要=＊競争力の減退？日本の制度疲労？が起こってきていている？＊WT0/TBT参入障壁の是正）、民間活用（＊資格制度の見直しと機能強化）といったところを基点とした法改正であったと思います。

地方分権と規制緩和が進む中、100余年にわたる計量業務が地方自治体の自立的な責任において執行される自治事務に代わることになり、これからの計量協会がなすべき役割・分担を見直していく事がもとめられております。

一方、民間活力の導入として、指定定期検査機関が設けられました。

中央団体の日本計量協会に関わる計量3団体統合の動きもあり、新たな時代の計量団体の在り方が模索される時期でもありました。

県民に資する団体として活動をしていくための組織運営が求められ、財政的基盤を確保し、安定的な運営を目指す必要もあり、様々な検討が重ねられる事となりました。

群馬県計量協会では、このことにいち早く対応すべく、平成8年4月に社団化を図りました。指定定期検査機関、指定計量証明検査機関制度への対応をすべく、公益法人化を図ったものです。まずは、計量に関する情報も、混沌とした情勢下ではありましたが、指定定期検査機関についての研究を行う事となりました。平成11年度に、県当局から、指定定期検査機関育成事業の一環として指定定期検査機関調査研究の委託を受け、様々な検討を重ねる事が出来ました。

大きな課題は、指定定期検査機関としての継続は人材（計量士）の確保と育成にありました。他にも、安定的な財政基盤の確保、設備の整備と管理の維持向上、特定市との連携協調、市町村との新たな連携協調関係の構築、代検査届出計量士との協調、新しい事業への展開等々盛りだくさんの課題がありました。

特に、指定検査機関としての継続は人材（計量士）の確保と育成に関わる課題は、現在の協会運営においても難題として、継続しているものであると思います。

指定検査機関については、平成8年以降、事業推進委員会を構築し、調査・研究を重ね、指定に向けて鋭意準備を重ねてまいりましたが、平成15年に、定期検査体制も整い、指定申請を行い、4月1日付けで認可を受ける事が出来ました。

Q 4) 平成13年に計量法公布50周年記念式典を県と共に実施しましたが、どのような想いを持って臨まれましたか、また、開催準備等でご苦労されたことがありましたらお聞かせください。

A 4) 平成13年は、昭和26年に計量法が交付され、50周年となる節目の年でございまし

た。過去、20周年、30周年、40周年を経ての記念事業となりますので、群馬県知事表彰と記念講演を企画し、永年、会の運営にご尽力を賜り賜りました会員の方々に敬意を表したいと思いました。指定定期検査機関等の課題も鋭意準備中であり、規制緩和による会員数の減少が続いている最中でもありました。又、50周年を記念し、ホームページの開設も行う事としました。

中央では、前年度に計量3団体の統合がなされ、日本計量振興協会が発足しましたが、組織の構築において、地域別のブロック協議会が立ち上がっておらず、関東甲信越地区協議会でも協議を重ねている状況でした。未だにこの問題は残っております。

Q 5) 群馬県計量協会及び日本計量振興協会の役員として長期にわたり関わってきたわけですが、上記以外のこと、思い出深いことや印象に残ったことがありましたら、お聞かせください。

A 5) 群馬県計量協会の会長を仰せつかり又、日本計量協会の理事、副会長として計量の仕組みが大きく変わる最中にいた事もあり感慨深いものがあります。

3団体統合の事については、当時の行政当局の強い要請と状況もあり、先ずは、団体の存続を考え、結論ありきで統合化を進める仕儀となっていました。個人会員の計量士会、団体会員の計量協会、計量管理協会の異質の団体統合であり、その後の運営等に工夫を重ねていく必要も感じておりました。

紆余曲折はありましたが、各ブロックの地区会長との議論も重ねて、統合化の道筋がついたものと考えております。新たな団体である日本計量振興協会が果たすべき役割が重大であり、これから計量制度の在り方にも、様々な議論が不可欠であると感じてきました。

若い世代を育てる意味で、明日の計量を考える組織を提案しましたが、時期早尚であり、実現に至りませんでしたが、次の世代が真剣に計量について語り合う機会を持つ事はこの組織の活性化に繋がるものと考えました。

群馬県計量協会内には明日の群馬の計量を考えるワーキンググループを構築しました。地方計量協会も大きく変革することとなりました。

国際整合化を目指した計量法の改定並びに計量行政の執行体制が機関委任事務から、自治事務化と大きく変わった事が挙げられます。計量検定所に奉職し、計量行政一途に携わっていた仕組みから、職員の配置転換もあり、検定所の機能に低下がみられ、財政難もあり地方自治体間の格差もある中で、計量行政の自治事務の跛行性より=国民の不利益が生じてくる。計量基盤の揺らぎとして、指摘され始めてきたことも認識しております。

「地盤沈下」と言った議論も出ておりますが、財政当局からは、自治事務ですか？の声で……こうした議論に終止符が打たれております。

当然、想定内の事態が進捗されてきており、執行等においても難しい局面を迎えており、自治体も出てきており、各県の計量協会の運営にも影響が及んできておりました。

又、平成の大合併で新たに計量に係わる自治体（特定市=特例市）もたくさん発足しておりますが、自治体の合併を推進し業務を取り纏める多くの担当者は、他の

分権業務等（都市整備等）には期待もあり、政策面でも精通しておりますが、同時に移管された「計量」業務への関心は薄いのが実状でした。

担当部署の設置及び予算措置等も十分とは言えない認識がありますし、指導・相談を図り、計量行政の情報を提供すべき、計量行政を担ってきた県検定所も担当者の部署移動等々もあり、自治事務化に伴い、検定所組織そのものも大きな変貌を遂げ、十分な移行措置が図られていないところもあるようです。行政の組織の変貌とある意味での弱体化は地域間で行政判断と執行の手法等において差異を生みつつあります。

地方計量団体が課題としている事の解決も遅々として進んでいない事も、懸念しているところです。

大きな課題である継続は人材（計量士）の確保と育成についても、安定的な財政基盤の確保もままならず、苦慮しているところと聞いております。指定定期検査機関として委託事業収入を基にした運営では、人材の雇用等々育成強化する財政的な困難にぶつかることになります。

設備の整備と管理等々についても、見直しや、更新維持を図っていく必要があります。品質管理に資する計量計測の知識の普及や、国際規格の講習・啓発も計量協会の重要な基点であります。新しい事業への展開等々へ人材の確保は必要不可欠であり、大きな課題であります。

県、特例市等々の自治事務化が進む中、私案ですが、民間団体である計量協会は、県単位ではなく、自治体間の広域行政連携の中で、大きく広域連携を図る組織として充実を図っていく事も模索してよいのではと思います。

これから協会の在り方を含め、大いなる議論と検討が進むことを期待しております。国が法律（計量法）により基準を定め規制をしておりますが、その目的の一つには、計量基準を設定する事。二つには、適正な計量の実施を確保（正確計量の義務）する事が定められております。型式承認制度等々はじめ、計量器の検定・検査制度で国民の計量に対する安心安全を確保する事としております。

技術の進歩、新しい開発等もあり、計量法の条文が追いついていかない処も散見されるようになってきております。又、地方の計量行政執行においては地域間の格差もあり、自治事務の跛行性より=国民の不利益が生じてくる。その執行が安定的に行えるのか等指摘も出ているようです。



## 元会長 松倉重昭様へのインタビュー

会長経歴：H15～H22（8年間）

Q 1) 平成15年から県の指定定期検査機関としてはかりの定期検査の受託がスタートしましたが、このことは、当計量協会にとって大きなターニングポイントとなった出来事ではなかったかと思います。その時的心境や、今後の協会運営においての抱負、並びにご苦労されたところなどありましたらお聞かせください。

A 1) 私は平成15年6月から前任の横田会長から、伝統と歴史のある計量協会の会長職を引き継いだ訳ですが、規制緩和等により、会員減少に悩む当協会にとりましては、社団法人化と指定定期検査機関の指定を受けて、安定的な財源を確保することは、平成7年6月の副会長就任から必要性を強く感じingおりました。

平成8年以降、指定定期検査機関受託に向けて事業推進委員会の委員として参画し、県の指導を仰ぎながら周到に準備を進めました。

そして、平成15年3月には晴れて県から指定定期検査機関の指定が受けられ、4月から県で実施している区域の「ハカリ」の定期検査を受託できました。受託後の受検者等には以前の行政（計量）サービスを落とさず継続的、安定的に運営できる組織体制として一般計量士を1人増員し、事務局組織を総務グループと検査グループの二つに分け、体制を強化させました。更に、各検査会場で受検者より、検査対応状況のアンケート調査を行い、その要望結果に基づいて、検査計量士等の資質の向上と計量サービスの向上に努めました。



Q 2) 平成16年からは、日本計量振興協会から日本郵政公社の計量管理業務の受託を開始したわけですが、このことも、当会において業務量が増えたり、增收となったりで、大きなターニングポイントになったと思います。その時は、どのような想いを持たれたか、また、ご苦労されたところがありましたらお聞かせください。

A 2) 当時は、国と地方の税財政改革が行われたり、地方交付税が減少した影響から、県の予算編成が厳しくなり、当協会が群馬県計量検定所から委託を受けている各種事業も大幅な削減となったほか、平成10年4月に計量法政省令の一部改正があり、体温計や血圧計の販売事業者の届出制度が廃止になったことで会員の退会が多くなり、財

政的には大変厳しい状況となりました。

そうした中で、当協会として社会機能を果たしていくには、安定した財源が必要とするわけですが、そういう意味から公益事業として県から「はかりの定期検査」の受託収入が得られるようになったことと、社団法人日本計量振興協会から委託を受けた日本郵政公社の計量管理業務の収入は財源の大きな柱となりました。

特に、日本郵政公社の計量管理業務については、社団法人日本計量振興協会が日本郵政公社との間で委託契約が締結されるときに、各都道府県にある各郵便局で使用する計量器の定期検査は各都道府県計量協会が行えるよう積極的に働きかけを行ったことが大きかったと思います。

Q 3) 平成19年からは、伊勢崎市と太田市の指定定期検査機関の指定を受け、2市のはかりの定期検査業務がスタートしたわけですが、業務が拡大する一方のところで、どのような想いをもって受託されたのか、また、ご苦労されたところなどありましたらお聞かせください。

A 3) 伊勢崎市と太田市は、平成19年4月1日から地方自治法の特例市に移行されることになったわけですが、それは自動的に計量法の特定市になります。

特定市になると、管内の「はかりの定期検査」の実施権限を持つことになるわけですが、その業務を本会が受託すべく、両市と様々な課題を何回も協議した結果、平成19年4月より、両市より受託して検査業務を実施できることになりました。

県と併せて受託できたことは財務体質を健全とする上で大きな要因でした。

ただし、一方では、受託業務を適正に実施していくために検査体制をより盤石なものにしていく必要があり、計画的に若手計量士の育成を図っていかなければならぬと強く意識しました。

Q 4) 平成20年に新公益法人法が施行され、5年以内に一般社団法人か公益社団法人かいずれかへの移行が義務づけられました。これも大きな転換期であったと思いますが、その時どのような想いを持って臨まれましたか、また、移行準備等でご苦労されたことなどありましたらお聞かせください。

A 4) 平成20年12月1日に新公益法人法が施行され、社団法人には、より効率的な事業運営や透明な財産情報の提供が求められ、また、同時に5年以内に一般社団法人若しくは公益社団法人への移行が義務付けられることになりました。

そのことは、平成21年に当県が当番県として機部で開催した関東甲信越地区計量団体連絡協議会の議題にもあがり、各都県の計量協会ともども大きな課題となっておりました。

当会では、平成22年度から「新公益法人検討委員会」を発足させ、一般社団法人と公益社団法人との比較、メリット・デメリットの分析、調査、及び定款等の見直しの検討を開始しました。そして、平成22年第2回理事会において、一般社団法人への移行が承認され、平成23年度中に移行申請を行い、平成24年3月21日に一般社団法人への移行が認可されました。

Q 5) 平成21年に関東甲信越地区計量団体連絡協議会を幹事県として磯部温泉で開催されましたが、開催に当たっての意気込みやご苦労されたことなどありましたらお聞かせください。

A 5) 関東甲信越地区計量団体連絡協議会とは、10都県の計量協会と計量士会で組織する団体で、毎年各都県持ち回りで合同会議を開催しています。

平成21年には10年ぶりに本県が当番県に当たることから、2年前より、事業推進委員会を設置し、開催時期や開催方法・内容等の検討を行いました。

そして、平成21年10月22日～23日に磯部温泉のホテル磯部ガーデンにおいて、関係者総勢220名の参加を得て大盛況のうちに開催し、有益な情報交換や交流を図ることができました。

そのとき提案された議題は8つありましたが、なかでも一番大きな話題は、新公益法人法の施行に伴う「社団法人計量協会」としての取り組みであり、そのときは各县とも移行準備期間中であり、なかなか判断を決めかねているところが大半がありました。



※松倉重昭様におかれましては、令和3年7月14日にお亡くなりになりました。  
ご冥福をお祈り申し上げます。

# 元計量検定所長 清水 寛様へのインタビュー

群馬県計量検定所長在任期間：H 7～H 8

Q 1) 平成5年に新計量法が施行され、指定定期検査機関制度が創設されたことに伴い、計量協会では、その指定を受けるべく社団法人化へ向けて準備を進めることになりましたが、計量検定所でははかりの定期検査を委託へ出す方向で内部の意思統一が図られていたのでしょうか。そのときの行政改革の状況や計量行政の見直しの状況など、お話を聞かせください。

A 1) 私が計量行政に携わったのは、指定定期検査機関制度創設の2年後でした。

その時は、既に「旧群馬県計量協会を将来指定定期検査機関とし、その前提となる協会の法人化を図る」ことが、協会と群馬県計量検定所の間で合意されていたと思われます。

Q 2) 平成8年に、社団法人群馬県計量協会が発足したわけですが、それまでに県として関係機関等の調整を側面から法人化に向け尽力されましたか、特にご苦労されてことがありましたらお聞かせください。

A 2) 当時、社団法人になるのには、県の設立許可が必要であり、すでに群馬県計量協会からの要請もあったようですので、その要件を満たすために群馬県計量協会の各種会合に出席し、協議を重ねながら、その手続きを進めました。

そのときに、ひとつ問題が生じましたのは、高崎市内に「社団法人群馬県計量検査協会」という既存法人があり、県の所掌課から現在の名称のままでは齟齬を生じかねないとして調整するよう指示を受けたため、高崎市役所の所管課や社団法人群馬県計量検査協会理事長等と折衝を行い、既存の「社団法人群馬県計量検査協会」の名称を「社団法人群馬県計量検査センター」に変更してもらうことで、「群馬県計量協会」の社団法人化を実現させることができました。

Q 3) 公的計量標準供給制度（計量法トレーサビリティ制度）が平成8年に新設され、新たに1級基準分銅の検査等が県に権限委譲されたため、検査設備等を大幅に整備して対応し、更に基準器検査を受検できる者が変更されていたため、全国で3番目となる「群馬県計量検定所手数料条例」を制定し、質量管理用分銅類の依頼検査を開始し、県内事業者の利便性を図るなど努力されましたか、ご苦労されたことがありましたらお聞かせください。

A 3) 平成8年に計量法トレーサビリティ制度が新設されたことを契機に、1級基準分銅の検査等については、県に権限委譲されることになりました。

そのため、必要な検査設備等を整備しました。

具体的には、恒温恒湿室をJIS 1級に改修し、特級基準分銅や質量比較器（コンパレータ）を4台購入する等、基準器検査等ができる体制を整えました。

また、それに併せて、基準器検査だけでなく、質量管理用分銅類の依頼検査も引き受けられるよう「群馬県計量検定所手数料条例」を制定しました。

のことにより、群馬県計量協会員等の計量関係事業者は、分銅等の検査が県内できることになりました。

Q 4) 清水元所長は、平成7年に計量検定所長に就任し、計量行政は初めてということでありましたが、計量行政に携わってみて、どのような感想をお持ちになりましたか。

また、その後の計量行政の変わりようにどのような想いを持って見てこられたか、お聞かせください。

A 4) 私は、以前工業試験場において長さの標準管理に関わっていたのですが、計量検定所に赴任し、特定計量器の検定業務に携わることになったとき、特にはかりの精度管理等において、その違いに驚きました。

計量法は、取引又は証明における計量では、それを計測する特定計量器をメーカーから出荷する際に全品検定を行い、事後には定期的な検査を行うと定めています。

一方、物造りの要である、大きさを定める長さの測定には、法の規制はありません。測定方法も測定精度も製造者が独自に定めて規格等を満たす製品を生産します。

その理由は、計量行政は多分に消費者保護的な思想から来ているのだと認識いたしましたが、かなり窮屈な感じを持ちましたので、今後計量法はどのように変わっていくのか大変興味深く思っているところです。

# (一社)群馬県計量協会100周年記念座談会

令和2年11月10日(火)9:30~12:30  
於: ホテルグランビューカシマ

## 出席者【記念誌編集委員及びアドバイザー】

編集委員長 笹尾 利昭 (群馬県計量協会副会長・同計量士部会長: 計量士)  
委 員 工藤 岳二 ( 同 副会長: 群馬トヨタ自動車株式会社)  
大木 徳広 ( 同 副会長: 大木理工機材株式会社)  
橋本 圭三 ( 同 理事: 株式会社イシダ群馬営業所)  
中嶋 学 ( 同 理事: トキコシステムソリューションズ株式会社前橋営業所)  
岩崎 博史 ( 同 理事: (一社)群馬県計量検査センター)  
榎 鴻 ( 同 会員: 計量士)  
鈴木 博久 ( 同 専務理事: (一社)群馬県計量協会事務局長)  
アドバイザー 横田 貞一 ( 同 会長: 平和衡機株式会社)  
浅川千佳夫 ( 同 顧問・前環境分科会長: 元株式会社群馬分析センター)  
松倉 重昭 ( 同 名誉会長・前会長: 株式会社ユニオン) ※欠席



## 1 開 会

○鈴木委員 (計量協会専務理事: 司会進行)

これから計量協会100周年記念座談会を開催します。開催にあたり横田会長から挨拶を頂きます。

## 2 挨 拶

### ○横田アドバイザー（計量協会長：平和衡機株）挨拶

皆さんこんにちは、本日は朝早くからご参集いただき有難うございます。群馬県の協会にとっても今年は100周年記念という節目の年に当たり、様々な事業、記念誌の発行、



式典等準備しているところですが、式典については今年度執行する予定でしたがコロナの問題もあり、延期ということで来年度の同時期に行えるよう設営させて頂ますが、記念誌については予定通り来年度の中で刊行する予定で準備を進めています。

本日は100周年の座談会ということで、今後の計量協会の在り方について忌憚のないご意見を賜ればと思っています。

計量については様々な問題が山積しており、現行法（計量法）における条文等の狭間に様々な指摘が出ている昨今であります。こういったところも本日の座談会の中でご説明できることはご説明させて頂きますが、先ずは皆様から今後の在り方、こういった活動、考え方など示唆に富んだご意見を頂戴できればと思っています。

本県の計量が他県と大きく違うところは、「環境計量」が同じ団体の中で計量協会の一員として充実した活動をしていることです。他の県では環境は別団体として計量協会とは離れた中で活動しているところも多くありますが、群馬県計量協会は環境を計測する、監視する、モニタリングするという機能も協会の中の活動では重要な要因であるということで一緒に活動しており、こういったことも群馬の計量の大きな特色であり、これらの事も意見を賜ればと思っています、本日は宜しく願いします。

### ○笹尾委員長（計量協会副会長・計量土部会長）挨拶

編集委員長を仰せつかっている笹尾です。本日は100周年記念の座談会ということで、どうぞよろしくお願ひします。

今後の計量協会の在り方など、事務局からの概要説明を聞いた後に皆さんの意見を伺いたいと思います。あまり難しく考えないで、日頃思っていることなど忌憚のない意見を発言してもらえればありがたいと思います。宜しくお願ひします。

## 3 議 題

### (1) 事務局からの説明（鈴木専務理事）

- ① 計量制度の課題と見直しの状況
- ② (一社)群馬県計量協会の実情
- ③ (一社)群馬県計量協会の課題

### (2) 「今後の計量協会の在り方」について意見交換

- ① 組織・体制について
- ② 事業内容について
- ③ その他

### ○鈴木

それではこれから、本題であります「今後の計量協会の在り方」について、皆様と意

見交換を行いたいと思います。このテーマにつきましては、かねがね会長が会報やホームページを通じて機会あるごとに会員や県民向けに発信しているところであります。そういう意味では会長としての考え方や方向性は既に表明され、答えが出ていると言ってもいいかもしれません。しかし委員の皆様にはそれぞれのお考えがあると思いますし、当会は100周年という大きな節目を迎えることでもあり、計量行政を取り巻く環境が大きく変わりつつある時期でもありますので、これから10年後を見据えて協会の将来像はどうあるべきかについて忌憚のないご意見を出し合っていただき、ひとつの方向性を見いだせればと思っています。

会長の意見を先に伺うと他の皆さんも遠慮して意見を出しにくくなると思うので、会長には最後にお話をいただくこととします。

進め方としては、初めに「組織・体制はどうあるべきか」、次に「事業内容はどうあるべきか」の順にご意見を伺いたいと思います。

それでは、「組織・体制について」は現在抱えている課題があり、その課題をひとつひとつ解決することであるべき組織・体制が明らかになってくると思われます。これらの課題を解消していく手立てを考え、今後の組織、体制をどうしていくかを判断して参りたいと思います。

最初の課題として、指定定期検査機関には「計量協会」と「計量検査センター」があることから「計量検査体制の一元化」について意見を伺います。

#### ○笹尾

自分が発言している間に皆様に考えていただき、発言していただければと思います。

計量協会は各県にひとつが好ましいと思います。人、物、金等々がひとつになることによる「スケールメリット」を活かし、合理的、経済的にできるのではないか、ただし、それ歴史と伝統ある団体のため、よくすり合わせをして遺憾の無いように進めてもらうのが良いのではないかと思います。

#### ○鈴木

この問題については、「計量検査体制検討委員会」を立ち上げ何回か委員会を開催してきています。

それでは、最初に、計量検査センターの立場から岩崎委員にご発言をお願いします。

#### ○岩崎委員 (理事：(一社)群馬県計量検査センター)



計量協会において、金井計量士は65歳ですが、寺崎計量士がおります。検査センターにおいては、自分は58歳であるが橋本計量士及び計量士を目指す若い人材を雇用していることなどから（統合は）5年から10年くらい先の問題として捉えております。

協会におきましても、「前橋市指定定期検査機関」として検査業務が始まったばかりなので、何年か遂行し収入面も含め新規採用による人材育成確保などの成り行きを見ながら進めていかなければよいのではないかと思います。

## ○鈴木

一般社団法人同士の統合でありますと、企業で言えば「合併」に値することになりますが、民間企業の立場で工藤編集委員いかがでしょうか。

## ○工藤委員（理事：群馬トヨタ自動車株）

企業合併の観点から考えますと、トヨタ自動車も5月から全車種どこでも売れるような形になりました。各県でもグループ会社がホールディング化して統合している状況です。

同じものが二つあるとすると、二つがひとつになることによって色々なメリットが出てくるのではないかなという気がします。ただ、その中でデメリットもあるのでその辺を良く考えて協議して進めていけば上手くいくのではないか、企業合併の観点からするとそのような考え方です。

## ○鈴木

言われるとおり、統合（合併）にはメリットとデメリットがあります、メリットとしては「規模拡大」による「スケールメリット」が得られ計量士の有効活用、効率性も増しますが、デメリットとしては組織拡大に伴う「事務室」の確保や、高崎市としては「指定定期検査機関としての計量検査センターと何ら不安が無い」と主張しており、高崎市にとってのメリットが十分に説明できずにいる状況から、良い知恵をお借りできればありがたいと考えています。

## ○笹尾

この問題は、各委員の中でも温度差があると思います。団体が生まれた経緯、高崎市の検査は所在場所検査、群馬県は集合検査といった点、会計処理などその辺から違っていることから、十分な擦り合わせが必要です。計量検査体制検討委員会を立ち上げ実施しているとの話ですが、メリットデメリットの話は出ているのですか。

## ○鈴木

検討委員会の体勢としては「賛成」の方向ですが、高崎市と検査センターとの繋がりが強いということ、高崎市内部での調整が進んでいない状況です。

## ○横田

計量検査センターの責任者（理事長）も拝命していますので改めて説明します。

検査センターについても、設立当初から群馬県全体の検査を担う団体として資するような組織として運営をしてきていました。経緯を申し上げると、群馬県計量協会より先に社団法人化し、計量協会が社団法人化した折には順次統合化を考えていましたが、問題点として前橋市は直営でやっており、高崎市は検査センターに委託、県は計量協会に委託という形になり、県内の検査体制が直営と委託が混在することとなりました。検査方法についても、高崎市においては所在場所、県は集合場所、前橋市は所在場所と集合場所の混合という3つの形が群馬県の中で存在してきました。

前橋市が平成30年に「計量協会に委託」の方針を打ち出し、平成31（令和元）年度から運用を開始しています。当局とすると実際には（認識としては）経費節減を目的に委託事業は増やしていく考えがあり（民間活用）、予算面でもシーリングにより頭打ちになるなど厳しい状況が予想され、ふたつの団体が同じようなことを行うのではなく、合

理的な運営が求められることになります。計量協会の中においても計量士の高齢化の問題、検査センターは次の計量士育成に向け若年を雇用していますが、将来に渡って継続的に進めることはなかなか難しい状況にあります。これらの問題を先送りすることでのいつまでたっても繰り返されることになります。

今回の前橋市の委託を契機に、いかにしたら統合化が図れるか一歩踏み出した形で検討委員会において是非議論を深めて欲しいと思います。しかしながら、現状2つの組織が運用されている中で、統合に向け是正しなければならない課題がいくつもあることから「一緒になれば良い。」だけでは難しいと思われます。計量検査体制検討委員会において、ひとつひとつ議論を進め各団体からその都度了解を得て進めていき、県当局及び高崎市当局からは大きな意味でのゴーサインはいただいておりますので、是非そういう方向で議論を進めてもらいたいと思います。

組織体制そのものについても、次に続く計量士の育成確保も非常に難しくなっています。計量教習所への入所も非常に難しくなっています。人数も通常なら40名近いところ今年は特にコロナ禍にあって10名しか受け入れていません。国家試験で合格した人材を雇用する仕組みが一番早いが、弁護士試験と同等の合格率であることから、給与体系等雇用条件を考慮しないと雇用するのは難しいと思います。教習所による資格取得を強化するにしても500万円に近い費用を要し、1回で済むかどうかの問題もあり多額の経費が掛かることになり、現状では計量協会も検査センターも財政基盤が脆弱であることから、県及び特定市当局には組織の今後の在り方を踏まえた支援要望を出しています。今までの考え方での計量業務執行ということではなく、群馬の計量行政の執行等も鑑み、県民に資する活動を模索していく事になります。今後こうしたら良い、こう在りたいという意見を賜ればと思います。難しい課題が最初に出てきたので難しいかと思いますが宜しくお願ひしたい。

### ○鈴木

会長の話によれば、検査センターが先に指定定期検査機関となつたが、当初から将来的な統合が視野にあり、高崎市当局も基本的にはその方向にあるということですので、計量検査体制検討委員会で議論を進めることになりますが、今後の計量協会の在り方として統合への方向性について議論を進めていきたいと思います。

### ○横田

専門外の方もいるので補足で説明しますと、計量器の定期検査については、最初は集合場所検査で、計量器を検査会場に集めそこに担当者が派遣されて効率よく検査する、取り締まり検査の考え方方が強い検査体制でした。ある年代から消費者の目線で正しい計量器の普及の観点から計量器を使用している状態で検査を行う機運が高まり、現在ではどの県でも所在場所検査が主流となっています。主流だから正しいということではなく、検査のやり方が変わってきたということで、所在場所検査に移行した都道府県は多くの計量士が必要になったことから当局と協議し進めてきました。群馬県は集合検査で効率の良い検査体制を組み推移してきました。高崎市は当局の考え方として、日本で一番早く所在場所検査に踏み切って、高卒者を雇用し教習所に入所させ、自前で計量士の育成強化に励むことで所在場所による検査体制を整えるなど、40年近い歴史があります。どち

らが良いとかではなく、それなりの体制になるには協会と検査センターの意見だけではなく、中長期の視点で財政基盤に対する当局からの支援が必要になるかも知れないなど、そういった中で難しさがあります。

前橋市からは所在場所と集合場所両方を混在して委託を受けています。これを契機に検査センターと計量協会との交流を深めて行ったらどうかということ、もうひとつは計量審議会で答申した「計量課題に対する検討委員会」で民間活用ということで、指定検定機関、指定検査機関に対しての考え方があるので、組織運営の母体として国際規格のISO/IEC17025や17020など必ずしも認証を受ける必要はないが、組織運営の考え方としてマネージメント規格の導入なども双方の組織には必要になってきます。

従来は法律に基づいて計量に関わってきた専門官、或いは県行政OBが所在する団体（協会）だからということで指定を受けていますが、今後は「競争」が出てきます。現に千葉市では20年位前から「いわゆる通常の民間」が受注して検査体制を維持しています。これから約5年、10年先々の事を考えると、今は（ひとつ）一社指定で受託していますが、今後は競争が始まると認識しておかねばなりません。これらを踏まえて今後の在り方、統合のメリットデメリットを考えた議論を行うべきと考えています。

#### ○鈴木

計量検査体制検討委員会を立ち上げて進めている訳ですが、これを推進していくことに対しご意見を頂戴したいと思います。

#### ○大木委員（副会長：大木理工機材株）



先ほどの会長の話などを伺って自分なりに理解したのは、群馬県には同じような業務を行っている団体がふたつあって「これを統合したい」ということですが、企業の立場で考えると「統合」はフィフティフィフティでないとできません。現状を伺うと「検査センターは統合しなくてもやっていける」のではないかとの感じを受けましたので、計量協会から（高崎市）検査センターに統合

によるメリットを示さないと、この先何も変わらないのではないかと思います。計量士の確保が難しいと思いますが、検査センターには資格取得に励んでいる若い職員が居ることですが、計量協会は何か対策を講じていますか。「何故検査センターは若い子を雇用できるのか」を解決していかないと、今後も変わらないのではないかという気がします。

#### ○鈴木

協会の後継者育成に関しては、専任計量士のひとりが2020年3月末をもって定年退職となつたため4月以降「再雇用」とするとともにハローワークを通して募集をかけ、9人の応募があり、面接しましたが適切な人材がいませんでした。またコロナ禍にあって事務室が手狭であることなどから採用を見送った経緯があります。これについては、来年4月採用に向け1月からハローワークに募集をかける予定です。計量士の採用は難しいと思われる所以採用後教習所に入所するなどで資格を取得してもらうことを考えています。

「人材」を効率的に活用するためには「統合」は有効な手段と考えています。国家試

験合格者の実務経験は1年、教習所による資格取得者は2年の実務経験を有することなどから、非常勤計量士の協力を得て検査業務を推進しているものの今後支障を来たしかねませんので、統合することで安定した業務遂行が見込めます。

○横田

「計量士育成費用」として計量協会では、3年前から積立を行っており財政的基盤を整備しつつ、ハローワークで募集し面接をしましたが、適切な人材に巡り合わなかったことから再度1月に募集をかけます。計量士を雇用するのは難しいため20代、30代を雇用し育成することになりますが、入所期間中や入所試験に合格しなかった場合などの雇用費用（人件費）について一定程度確保しておく必要があります。また、検定所における嘱託雇用者は計量業務経験者となるなどで計量協会を希望する者がいないか呼びかけています。計量士育成雇用対策は財政基盤も含め行っていますがなかなか上手くいかないのが実情です。検査センターにおいても同様ですが、人材を雇用して育成する仕組みが当初から出来上がっていたので、若年者を雇用して次に備えている状態ですが、なかなかうまく機能していません。

計量研修所での入所採用が狭くなっています、従来は入所試験を受ければほとんどが入所でき、受講する中でスキルアップを図って計量士としてもスタートが切れました。県からの〇Bは資格、計量技術のほか計量検査等における様々な場面においての行政判断が培われてきていますので、安定した職員として雇用させてもらい、安定した協会運営を行ってきたのが実態です。しかしながら、検定所においてもここ3年程度計量研修所に入所できないでいます。

○浅川アドバイザー（顧問・前環境分科会長：元株群馬分析センター）



前々から、計量協会と計量検査センターという同じ役割を持つ団体がふたつあることに疑問を感じていました。

「計量検査体制検討委員会」は数年前に立ち上げられた委員会で、計量協会役員会で承認されている組織であり、構成員として「県」、「特定市」、「計量検査センター」、

「計量協会」を交えたもので「統合」（ひとつにしようという方向性）を含めての検討委員会であると理解しており、協会としても「統合」の方向性にあると今でも理解しています。そのうえで、クリアしなければならない諸問題を検討委員会で協議し、結果を計量協会役員会等に報告しながら進めていくので良いと思っています。当然、財政的な問題、若い計量士を育成して安定して協会を維持する、ここを何としても改善しなければならないと思いますが、計量協会の定款と検査センターの定款の目的等上手くすり合わせてやっていかないと、どうなのかなと思っています。

○横田

度々申し訳ありません。経緯を知っているということでお話しすると、最初に申し上げたとおり、計量検査センターが社団法人化した際、県の認可になるため「群馬県」と付けることについて、県当局から「未だ法人化していないが群馬県計量協会が群馬県全体の計量を主として司っていると認識しているが、計量検査センターはどの様な形、目

的で運営を図っていくのか。」という諮問がありました。検査の在り方、当時、所在場所検査は、計量法の検査体制からするとある意味異質でした。出向くのは大型のハカリなどの動かせないばかりには所在場所検査がありますが、小さいハカリは集合させて「取り締まる検査」で効率的にやるべきであるというのが全国的な主流でした。それに対し高崎は「市民サービスということと消費者から見て計量の安心、安全を確保するには使用場所で検査した方が良い。」というのがひとつありました。それと国の機関委任事務として県が行っていた計量事務が自治事務になった時、群馬県と特定市の高崎市、前橋市には同じ権限があり、群馬県から見て高崎市や前橋市がやっていることについて「指導する」ことはできず同じ立場で協議することになります。ただし、社団法人という仕組みは総務省の考え方もあり管轄でもあることから、「同じような業務を行う社団法人が県内にふたつあるというのは如何なものか」合理的には統合が望ましいというのが県産業経済部の考え方でしたが、現状では県（行政）主導ではなくなりており、各々の団体の考え方（流れ）に合わせてきました。

計量検査センターは、高崎市の計量検査を行うために設立されたものですが、計量士の代検査として県内全域及び高崎市に本社のある企業（店舗等）は関東圏内に及んでいます。一方、計量協会は県からの委託業務を行っています。（代検査は行っていません。）

統合については、検査センターでも理事長として理事会、総会等で話をしており、高崎市当局の耳にも入っていることから、検査体制検討委員会において協議し推進を図っていくことが一番望ましいと考えます。こういった座談会においても意見が出てくることは大変良い事だと思います。これ以上なかなか意見が出ないと思いますが、推移を見守りたいとも思います。

#### ○ 笹尾

最初からヘビーな課題であり、皆さんの認識にも温度差があると思いますが、計量検査体制検討委員会のメンバーを確認しておきたいと思います。

#### ○ 鈴木

検討委員会構成員は、特定市については担当部長、計量協会長、検査センター理事長、アドバイザーとして検定所長です。下部組織として実務を協議する実務者検討会構成員は特定市については担当課長、計量協会専務理事、検査センター事務局長、アドバイザーとして検定所検査係長です。

#### ○ 横田

検討委員会には、当事者（委託元）の高崎市だけではなく、前橋市、太田市、伊勢崎市が含まれ、計量検定所はアドバイザーで参加して貢っています。群馬県全体の安定した計量検査体制の構築を目的としています。そんな中で協会と検査センターの統合を進めていきたいという方向性を構成員全体で理解し議論していくことになりますが、高崎市と検査センター以外は「統合」の当事者ではないことから、具体的な話は当事者間で詰め、検討委員会で理解をもらう形になると考えます。「統合」に関しては判断責任の所在がハッキリしないなど進行しにくい面がありますが、やっていかないといつまで経ってもこのままであることから、両団体の責任者としては少しでも先に進めていきたいので理解をいただきたい。

## ○鈴木

それでは、組織体制については、既に機関決定された「計量検査体制検討委員会」の中で詰めていきたいと思いますので、進捗状況等についてはその都度理事会、総会等で報告させていただきます。

次の課題に移ります。「事務局の手狭解消」についてですが、先ほどの課題と関連するところであり、仮に統合された後の事務所をどうするかの話です。今は計量検定所の一部を無償で貸与してもらっていますが、協会の規模が大きくなると今の事務室では入りきらないことから、他に無償で貸与してもらえる施設等がないか検討した中で、前橋市が使用していた計量検査所を借用できないか前橋市に要請しましたが、前橋市としては処分する方針とのことであります。皆さんに承知している施設等でいい場所があれば紹介して頂きたい。

## ○横田

補足すると、検定所の中に計量協会があるのは従前からの仕組みで推移してきましたが、最近様変わりしてきているのは、ある検定所に間借りしている計量協会が「立ち退き命令」を受けた、或いは立ち退いたという事例があります。これはどこでもそうですが、県組織の中で建設業協会等々色々な団体が県の敷地内に事務所を設けていましたが、こういった仕組みについて改善をして行こうと、今後10年（長期）先は大丈夫なのか、という問題が発生しています。計量協会だから検定所の中にあるというのではなく、一般社団法人は株式会社と同じで利益配当ができる点が違うだけの民間団体であるということで、大きく考え方が変わってきています。

前橋市からの検査委託を契機に計量検査所施設を無償ではないにしても借用要請、払下げ等について検討を依頼しましたが、前橋市の財産として処分したい意向のことです。

計量検定所という組織が、自治事務の中で維持されているかというと形骸化してきているのが実情であり、県庁本課に「計量係」を置き検定所が廃止された県がいくつもあります。

自治事務で検定所の設置義務はなくなっていることから、現実的には検定所が存在しない県も出てきています。関東近県の情報だけで全国的な状況が皆さんの所に出回っていないから今までと同じ形で推移していると思っているかもしれません、各都道府県温度差があります。東京都の場合はタクシーの検査を東京都計量協会に委託しており装置（検査）を行っています。現実には東京都計量検定所職員の半数近くが異動になっています。京都も計量器の検査を含めタクシーの検査を京都府計量協会に委託しています。京都市はハカリの定期検査を京都府へ委託し、京都府は再委託として計量協会に委託しており、いずれも合法的なやり方で行っています。

「計量制度に関する課題検討会」報告書にある「計量行政を取り巻く状況の変化と実態を踏まえ」という実態が、自治事務としてかなり損なわれています。これらは計量行政室も認めて今後これでは困るということで、検討会議がスタートしました。今までの場合は安定的に推移していましたが、今後継続的に推移するかというとなかなか難しいと思われます。

群馬県においては、山本知事、産業経済部含め計量行政に対しては多大なご理解をいただいているため、本県の計量行政組織が急速そのようになることはありませんが、現実に他県の多くはそうなってきています。東北でも何県もあるし、日計振の調査報告では、全国の都道府県の計量行政の3分の1がそういった状態になっています。3分の1が何とかやっていても、5年以内にそういった状態になります。残りの3分の1が安定的に推移していると示しています。今後も安定的に問題ないというのは3分の1であり3分の2は非常に揺らいでおり、そのうちの3分の1は現実に執行状況が難しくなってきています。ご提示した資料にさらっと書いてある言葉ですが「実態を踏まえて」の中にはそういった議論があって、あからさまになった部分について国も理解していることから、今後の10年先に向けて民間を活用した仕組みづくりに努力しないと今後成り立っていないかないと捉えてもらえばありがたいことと思います。

#### ○笹尾

会長も言われるとおり、5年、10年には計量行政なり計量協会も大きく変わらると思います。



そこで事務所の関係の部分について、自前で持てば一番良いが多くの財源が必要になります。これから問題になりますが、計量法上の検査、計量法以外の検査、或いは講習会等々をやっていけば財源確保ができると思いますが、計量協会事務局に計量士が居なければ技術的な部分について何もできません。現在常勤計量士2名でやっていますが、計量教習所での資格取得となれば6ヶ月はかかることから、早急に1名なり2名雇用し育てなければなりません。こういった体制ができてこそ今後の事業内容が議論できますが、計量士が居ない段階で「こうしたら良いとか、ああしたら良いとか」は絵にかいた餅であって現実的ではありません。いかに早く計量士を育成確保するか、方策を考えていき、ハローワークには常時求人募集するなど窓口を広げ、何しろ早く計量士を確保しなければ話が前に進みません。現状の計量士では、定期検査委託事業をやるだけで精一杯です。事務職については間に合っているので、如何に計量士を増やすかに尽きます。このような現状の中で一つの方策として「検査センターとの統合」の話がでてくるわけですが、一方で計量協会自体が安定的継続的に事業できるような体制を作るためには計量士確保が必要です、絵にかいた餅を議論してもなかなか良い案は出てこないと思います。

#### ○工藤

費用対効果というかパワーバランスというか、弁護士と同等の合格率に計量士はある



ということで、弁護士は資格取得にはそれなり経費がかっても資格取得後に生涯の内にそれなりの賃金等対価を得て回収しています。計量士は資格取得に費用がかっても今のような状況にあること自体がおかしいのではないかでしょうか。例えば協会がこのような状態で、検査センターの状態としてはある程度経営は成り立っていると理解しましたが、何故そうなってしまうのか単純に思

います。賃金を含め体系を見直す事はできないか、確かに規制緩和で「計量」に費用はかけられないのは理解できるが、「計量」というのは「いいかげん」になってしまうと世の中の基準が全く何もなくなってしまう（重要な制度、業務であるにもかかわらず）のに、何故ここまで苦しい思いをしなければならないのか、単純な疑問としてあります。

#### ○笹尾

財源的な問題ですが、ハカリの検査手数料は各行政団体の手数料条例で定められており、一般的に見てもかなり低く抑えられています。元々取引証明に使用するハカリは、「定期検査を受けなければならない。」とされており、不合格になると使わせない（使用できない措置をとる）という強制力があったことから「無料」とされていましたが、その後「受益者負担」という考え方で「手数料」として定められましたことから、行政行為のため手数料積算基礎に人件費までは含まれていません。一般計量士が行う代検査、法定外検査等の検査料金は概ね手数料条例に準じた額しか取ることができず、一般計量士の仕事が金にならないことから地位向上を目指してやっていますが、この資格だけでは生活できないことなど一般計量士が育たなかつた理由のひとつでもあります。環境計量士というのがありますが、この資格は「環境計量証明事業所」になくてはならない存在で、当該企業に利益をもたらしていますが、一般計量士についてはなかなか妙案がありません。

#### ○横田

笹尾委員長がお話したとおり、当初は「取り締まり検査」であり、規制法のもと、検定所長には「銃の所持」が許されるなど「権力」としての強制力がありました。これらを土台に検査手数料を受益者負担とする際の手数料には「人件費等」は含まれていません。このため「大型はかり」の検定等も40 t で1万円余りなど、通常では納得できる料金ではありません。県及び特定市からの委託費用は手数料を参照しながらも、行政職員の人件費をそのまま積算基礎にしていないため、委託費用だけで運用していく仕組みを構築するのは大変厳しい状況の中で県〇Bの協力を得て今までやってきました。計量士を独自に育て或いは雇ってやっていくとなると、その人の生涯賃金をきちんと算定しなければならないのでなかなか難しく、このことは日本全国の計量協会においてそこで目詰まりを起こしています。ただ「計量」は非常に大切であること、法定検査だけでなく今は「品質管理」等々様々な形で「計量計測」が品質の安心安全に資する管理方法であることから、そういうものも含め計量士の活躍できる市場、場所を見出そうというのが計量協会や日本計量振興協会等の団体が産業界に投げかけているところです。そういうコストを産業界、工業会で受け入れてもらえば、「安心安全のための社会的コストとして取り入れられるであろう。」ということになります。今そう言ったものが非常に難しい状態にあり、安定的に国の事務として推移してきたものが、自治事務化され今後は損なわれつつあります。今後の在り方としては国や県（官）が関与する仕組みではなかなか難しいが、ただし、計量という「規制対象機器」であるから「合否」とかそういうものは民間に任せただけでは困ることから様々な規制がある中で、「指定検定機関等」の設置も含めて、今後は民間活用しかないといこうことが言われています。

○大木

金額は上げられないのですか。

○横田

金額は民間であるから上げて検査するところはあります。例えば薬事法上の製薬会社だと、化学工場、海外からの品質管理の要求が強いところなどは、計量法上はかりは2年に1回検査となっていますが、製造用の品質管理を行うところは2年に1回では保証ができないので毎月やっているところも多数あります。国際規格・業界規格への適用もあり、最低限でも1年に1回ないし2回やっており、それぞれの品質管理に係る規定があります。計量法上は最低限の規定であるからこれでは不十分であると考える会社も多々あります。

○大木

協会の金額は把握していませんが、製薬会社などはメーカーの校正料金が高いので検査料に差があるのであれば、協会が多少手数料を上げても民間業者より安価になると思いますので、コストパフォーマンスは出てくるのかなと思います。

○横田

そうですね、ただ委託元（行政から委託されているとき）の手数料単価基準が当該行政の条例で決まっているため著しく高くするなどコストアップすることはできません。

○笹尾

委託されている定期検査は、協会が行政の肩代わりをしているだけなのです。

○中嶋委員（理事：トキコシステムソリューションズ株前橋営業所）

しかし、家賃も給料も満足に払えない状態はおかしいですね。

○横田

言われるとおりその辺が軋みにもなっていますし、こういった形での民間活用はおかしく、そのことをどうしたら是正できるのかということを（この現実に対して）意見を出し、考え方をまとめ上げて当局と交渉していく必要があります。これらのことは既に表面化してきておりますが、行政側も必要以上の支援をしません。「何故一般社団法人に家賃も取らずに事務室を貸与するのか。」との質問に対して答えに窮しています。我々からすれば、そのようなことも含めて軟着陸をしていき、いずれにしてもこのような問題は既に他県では発生してきていることから、対応していくけるような仕組みづくりをして行かなければなりません。今回前橋の検査所が空くので場合によっては協会で買い取りをするか、或いは払い下げをしてもらうとか、昔は官庁の施設をかなり安く払い下げてもらい、社団法人など色々な団体が支援を受けて事業規模を是正してきた経緯がありますが、今の一般社団法とかではなかなか難しいです。あの場所は3億から5億位の資産価値になるため、今の協会では財政的支援を受けたとしてもなかなか難しいです。

○大木、中嶋

事務室の無償貸与は民間では問題外であり、税法上などから照らして見ても絶対無理だと思います。

○笹尾

この問題は、いくらやっても名案は出でこないと思います。現実的には、県や市と協

議をして行くしかないと考えています。

#### ○鈴木

事務局の問題については、統合との絡みもあり直ぐに解決策を求めるものではありませんので、最優先課題である「高齢化対応」に移りたいと思います。計量士の高齢化が進んでいる中で当然新たに採用し、計量士の育成確保をして行かなければなりません。今までは、県或いは民間の〇Bを採用してきましたが、65歳までの雇用延長などにより民間からの雇用が得られないことから、若手を育成していくなければなりません。ハローワークを通じてとなりますが、採用する際の注意点、採用方法などご意見等伺いできればと思います。

#### ○中嶋

これも、先ほどの問題とつながっており、魅力があって賃金が確保されていないと若者はなかなか来ないです。全てが繋がっているから抜本的に計量（協会）の賃金体系や収入体系が変わってこないとこの問題も解消されないのでしょうか。

#### ○大木

もっと門下を広げた方が良いのではないかと思う。自分達の若い頃はいい車に乗りたいとか、お金がいっぱい欲しいとか、ありましたが、今の若い子は「給料はそこそこでいいから休みが欲しい」、「責任は取りたくない」、「自分のライフスタイルが大事」という子が多い気がします。もう少し底辺を拡げ、やってみて「意外といいんじゃない。」と思ってもらうなどをしていかないとなかなか人が来ないと思います。また、計量士という仕事も弁護士や司法書士などと同じように計量士の資格を有した人の賃金体制や世間的位置づけを確立したりすれば「難しいけど、計量士の資格を取得すれば高給取りになれる。」と思ってもらえるような魅力ある業種にすればよいかなと思います。

#### ○笹尾

「安定的、継続的に勤められて魅力ある職場であり将来性がある。」と言うことでもないし続かないのではないかと思う。

高卒で雇用して育てるの一つの方法、中途採用は色々と問題があつたりするので、採用窓口は広げて適切な人材が見つかるまで何回もやるしかないと思います。あとは自主財源を増やすとすれば、法定検査以外の講習会とか研修会など違うことをやることになりますが、これも技術集団（計量士）が居ないとできません。群馬県計量協会が技術集団を抱えられるようになるには年数がかかります。岩手県には「計量管理センター」がありますが、ここには計量士が10数人おり、この位の規模になると自主財源で給与体系等もしっかりしています。同じ一般社団法人であり、我々の言う計量協会の役割も担っています。計量協会としては、東京都、大阪府、京都府など大きいところと、山梨県、栃木県など小さいところでは会員会費収入だけで消滅しそうなところもあるなど都道府県によって温度差がかなりあります。群馬県は上位ではないが、中位のところにあるかなと思います。いずれにしても魅力ある職場でなければなかなか難しいのかなと思います。

#### ○横田

岩手県の「(一社)計量計測技術検査センター」の経緯を申し上げますと、岩手県計量

協会の活動が沈滞化して、そこに所属している計量士が団体として「社団法人計量計測技術センター」を設立しました。何を最初にやったかというと計量法とは関係なしに「工業技術試験場」と共同で生コン工場のJISの管理検査を始めました。そのためのJISの規格に合ったISO或いは資格17025、27、20などの品質の規格を取って工業試験場の検査を県からコンクリート工場や協同組合と管理検査の契約をして全てを行うようになりました。それによって財政基盤を強化し、それと工業試験場と他の要素も取り入れて「証明書の発行」ができるようになりました。JCSSの制度を活用してそういう方向からの仕事もするようになりました。そのうち検定所も実際の作業の劣化が始まり、自前による検定が難しくなってきたことから、検定所の管理下で検査、検定を受託し行うようになってきました。今回指定検定機関の話があった時、組織の最有力としてそこが手を上げて申請を出していましたが頓挫しています。当初話があったように、東北北海道ブロックという形でやるには北海道に支店（事業所）を持ってないとダメだということで、そういうスタンスができず、東北6県でやっとできる状態だが安定的に日本全国をやれるだけの力はありません。計量士集団としてはそういう活動を行っています。ひとつは、協会の今後の方針とすると、法律に基づいた定期検査を主たる業務として状態の安定化を図っているところはほとんどなく、それで安定しているのは東京都計量協会くらいであり、他の計量協会は法定検査だけでは安定していません。法定外の品質管理の検査、特に建設関係の生コンであるとかプラントであるとか、税関の検査などといったものに特化して、それぞれの業界の検査（自主検査）を行う仕組みを構築したところもあります。特殊な例であるが岩手の経緯についてお話ししました。

福島県、山形県、秋田県、青森県の協会は求心力がありません、仙台の協会は宮城県の協会よりも安定して推移しています。

批判ということではありませんが、協会の中で閉鎖的に他県からの参入を防ぐということで、協会の仕組みの中の検査体制でないと計量法の検査を認めないという県も出てきました。そうなると「計量士は国家資格でしょ？」ということも含め、県計量検定所、或いはOB、或いは協会の中の維持を図るため、そういう仕組みまで内政的に排除する仕組みも昨今出てきており、非常に問題になっています。県を跨ぐと仕組みが変わってしまうことで事業所からクレームが出てくるという状況も実際としてあり、みんな維持をするうえで喘いでいます。関東は交流もあり排他的な仕組みは比較的少ないが、それでも例えば東京都は東京都の独自な考え方があり、埼玉県は埼玉県の計量士管理マニュアル（フォーマット）でないと認めません。東京都は東京都のフォーマットでないと認めません。そうなると他県に渡って業務を行っている計量士からすれば、ひとつの分銅を管理するのにいくつものマニュアルがありそれ異なることになり、本来は何なんだと指摘されるなど、そういう弊害が出始めています。

地方自治化という中で、それぞれ地域を安定的に推移させようという働きであります。これらは計量士資格を阻害するのではないかという声が多くあるのも実態です。群馬県の問題については、計量士の雇用、育成強化を図っていくしかありません。

## ○鈴木

計量士の育成という面でご意見をいただきたい。

## ○橋本委員（理事：株イシダ群馬営業所）



ご意見を申し上げるのはおこがましい話ですが、計量士の育成について非常に難しい問題だと思います。全国的な慣習、習わしがあるのでしょうか、先ほど来から話が出ているようにすべての根源が「収入が非常に厳しい」ところからきています。イタチ返しになりますが、公益性のある事業であるので、そこはしっかり働きかけていただいて、民間でも人件費が絡む業務は、何処の業界であっても確実に値上げ基調になっています。こういった社会情勢の中でコメントをいただくのが一番の根本かなと思っていて、一朝一夕にはならないと思いますが、計量士の育成、教育、事務室の手狭解消とかも全て関連してくると思いますので、一般社団法人として様々な規制があると思いますが、そこを何とか突破して欲しいと思っています。

## ○鈴木

いわれるとおり「人件費」が大きな課題です。今まででは県或いは民間退職者OBの活用ということで、年金受給を前提に給料を低く抑えることができましたが、今後は計量士資格のあるOBは期待できないため、今の平均的な賃金で若い人を雇用し育てなければなりません。資格を取得した暁には「資格手当」等も設定していかなければなりません。ハローワークには当然、資格を取得したら手当の上積みをし、賃金もある程度妥当な額を提示して募集をかけたところです。将来的には先々の賃金まで想定できる「給与体系」の整備が必要です。先行きが見えてこないと適切な人材の確保に繋がらないと思っており、検査センターは「給与体系」が整備されていることから、当協会も整備の必要性を感じているところです。

## ○榎委員（会員：計量士）



自分の事で恐縮ですが、現在73歳で高齢化と言われる中の1人で、あと何年できるかなと思っています。18歳から計量業務に携わってきました。「計量士」を最初に知ったのは工業高校在学中に教科書の中に「計測」というのがありそこに出でていました。以降計量士の資格を取得し今まで仕事をしてきました。若い人で「計量士」になりたいと思われるような魅力を全体でアピールできるか、啓蒙するような形で続けていったら計量士になりたい者が出てくるような気もします。確かに計量士の高齢化は進んでいますが、当時の計量教習所には高校卒業したばかりの受講生が5～6人いました。若い人の中には計量士になりたいと思っている人がいると思いますので、学校なりにアピールしていったらいいのではないかと思います。

## ○横田

今、実は問題になっているのが、計量士の実働数を国が把握できていない、資格を与えた人数は分かるが、死亡した人の人数は分かっておりません。現在計量士が何人居てどのような状態にあるのか把握するすべがありません。国家試験で受かっている計量士は、女性も含め大手企業には沢山います。その人たちとは工場等に管理業務として入った

時に「計量士資格」を取っておこうか、ということで資格を取るが実務として計量管理等を行っているかというとそうでない方がかなり居ることから、国家資格として非常にもったいないことになっています。もうひとつは計量協会、計量士会或いは計量に関わるような事業に入社した若い世代や計量検定所職員が計量教習所に入所し計量士になって計量業務に携わることになりますが、従来と違うのは検定所や特定市で計量士資格を取った人達が15年位前からか、一般職として人事のローテーションに組み込まれています。従来は、検定所に配属されて計量士資格を取った職員がそのまま定年までいましたが、今は計量士資格を持っていても、長くて5年か10年で他部局に移動するローテーションになっていますので、行政からの計量士の輩出、供給がかなり損なわれています。それが顕著に表れて実際大きな問題として出てきているというのが昨今の状態です。例えば高崎市でも県でも計量士資格者は何人かいいますが計量行政に戻ってきている職員がいません。計量器や計量法が従来と大きく変わってきた中で、これに追いつくには資格を持っていてもよほど努力しないと実務としてできるかというとなかなか難しいです。

一般的の事業の中では計量士資格取得を推奨して取っているものの実務に繋がっていないのは大きな問題です。計量士資格を魅力あるものにしようというので、（自分は）現在日本計量振興協会の副会長を仰せつかっているが、日本計量振興協会においても主要事業所、適正管理事業所、大型スーパー、大型販売店には計量士設置の義務化、そういった法的措置を含め管理責任者として計量士の設置を求める活動をしています。当局からすると、全国に計量士を配置すると何人いるのか、実働する計量士がそこに賄えるように配置できるのか、と聞くと人数の把握が計量行政室はできません。例えばJIS工場、生コン工場、取引証明に必要な、或いは品質管理を徹底しなければいけない製造を行っているようなところに計量士を置くという法的措置も要望はしていますが、それに伴う仕組みがなかなか進んで行きません。本来ならかなり魅力ある仕組みとしてそういったものが具現化すればできてくると思います。

一方、環境計量士については環境問題、環境計量証明事業所として設置義務があるので、かなり有効な資格として活用されていますが、一般計量士については重要なものであります、なかなか付加価値に繋がっていきません。

## ○中嶋



当社も計量士の資格取得を推奨しており、全社各営業所等には必置するように進めています。計量教習所の経費は全て会社持ちで合格祝金は20万円程度支給、毎月の給料に3万円から5万円くらいの手当が付くことから、若い子は毎年計量教習所に行くように募っています。工場には必ず配置され、多くの営業所にも配置されています。以前から計量士資格者を募集していましたが、これによって入社してきた記憶がありません。このような状況から会社負担で資格を取らせているのが現状です。

## ○横田

言われるとおり、当社もハカリの製造、検査を行っていますが、従来地方の秤屋さんはそのオーナーか息子か親類先の人間しか計量士育成に費用を出さない、ということもありましたが、今では社員全員に計量士資格取得の機会を与えようと希望者については計量教習所を通して入所試験を受けるように、或いは国家試験で取得するように社内ではそのような制度を設けて行っており、現在7人の計量士が在籍し、今後も増えていくものと思います。現在資格待ちも2名います。ただ、問題はそう言ったものも計量士という仕組みの中の検査だけではなく顧客の品質管理のパートナーとしての位置付けもあります。計量士になることが目的ではなく、そこから始まる仕事として、今後様々な現場の要望に対応できるよう様々な勉強をしてもらっています。

検査センターについても、現在ひとり計量士資格取得にチャレンジしているところであります。1年に1回しか入所試験がなく今年度は特にコロナ禍にあって10名しか取っていないことなどから、なかなか組織を構築していく上で難しい課題となっています。ただ計量関係の事業所は言われるとおり計量士育成に力を入れている会社が殆どであると思います。そういう計量士の方が将来OBとして計量協会に参加してくることは考えられますが、だいぶ先になってしまいます。従って、協会は協会で高卒から雇用して育成していく仕組みを財政的にも構築していく必要があると考えています。

## ○鈴木

計量士育成の関係については先ほど来人件費の話も色々出ているわけですが、現在計量協会の主たる財源は「法定検査」の受託費用であります。今まで話が出ていますが「受託費用」だけだと頭打ちになり、人件費の上昇をカバーするのは厳しく、若い人を雇用し計量士として育成していくには、増収に向けた対応を考えいかなければなりません。増収に向けた事業は先ほど説明したとおりですが、それに加えて新たな事業展開が必要になりますので、何か良いアイデア等あれば発言をお願いします。

## ○笹尾

会員増については、計量協会が魅力ある団体でなければ会員にはなってもらえない、或いは会員が退会してしまいます。「会員の推移」を見ても分かるように年々減少しており、伴って会費も減少していることから会費収入で賄うのは厳しい状況です。会員を増やすとともに現会員を引き留めておく考え方も必要ではなでしょうか。そのためには会員サービスの向上、講習会、研修会等の開催など色々なことをやる、自主事業の拡大、これ以外で何か良い事業があれば、ということになりますが人材が居ないとなかなか上手くいきません。事務的な部分と技術的な部分がありますが、人材確保が必要であり、いずれにしても魅力ある計量協会にしなければ将来性がないと思います。

## ○鈴木

新たな増収事業を生みだすのはなかなか難しいところがあります。指定定期検査機関として2年に1回の法定検査を県及び特定市から受託していますが、それ以外「計量管理業務」として「全農、チキンフーズ、イオンリテール、日清フーズ」から受託しており、委託料については条例等による金額の縛りがなく毎年両者合意の基契約を締結していることから、これらを拡大することも一つの方法かという気がしますが、良い案が

出ず苦慮しているところです。

○横田

先日、県当局（産業政策課）と打ち合わせをしたときに計量協会としてお願ひしました。ひとつは、中小企業向け測定基礎研修を毎年開催しているが、そういうしたものに対しても県としても関心を持って支援願いたい。もうひとつは県に3か所ある産業技術専門校に計量の基礎講座を計量協会に委託して貰えないか、新しく職業訓練を受ける生徒に工業技術試験所の職員等関係者OB等が計量計測部門の講座を行っているが、その前に協会の計量士に計量の専門家として計量法の基礎的な講座、そういう分野を担わせることで県内企業に計量協会の事業をアピールしていくなど、このような仕組みづくりに県当局も考えて欲しい。計量の基礎講座の内容を工業技術試験所の先生方が説明するよりも協会の計量士に講座を持たせてもらった方が「群馬のモノづくりに資するのではないか」とお願ひしているところであります、そういう仕組みづくりを進めて行きたい。それと各農協等にお願いしているが、検査が漏れている事例が多くあるため計量協会で一元的に一任してもらったり、計量管理も導入してもらいたい、との働きかけをしています。計量法で定められた「取引証明に使うハカリ」については2年に1回検査するという仕組みがありますが、これも実際の検査実例としては100%ではなく、一説によると半分、6割、7割程度ともいわれており漏れがかなりあるようです。そういうものも洗い出しを図りたいが、それらの機能が行政当局は手間暇も含め仕組みが崩れてきているのが実態です。取引証明に使用するハカリ（検査対象）は事業所等から届出しないとなかなか把握できず検査対象が増えていかない実態があります。これは取り締まりの部分に係る問題であり計量協会がそのことを取り上げて当局に報告するわけにはいきません。当局には実態としての計量法の施行をもう一度安定的に推移させていく仕組みを構築していただきたい、ということで現状を当局に話しております。

○笹尾

自主事業拡大という形で、流通業、製造業、デパート等計量器を多く使用している所の計量主任者の管理者を含めて講習会を開催し、その中で会員と会員外で講習会費を区別するなどで事業収入を上げ、さらに他の技術講習会等も年に1、2回有料で開催して財源に充てるのも一つの方法かと思います。

○鈴木

ここで最後の課題「検査ニーズへの対応」ということで受験者の要望に対して如何に対応していくか、十分に対応するには計量士の増員が必要となるなど本質的な課題に戻ってしまいますが、ご意見をお願いします。

○笹尾

使用場所検査、営業時間の拡大、土日休日営業などのニーズに応えるには、マンパワーを要します。しかしながら、これらの要望がどのくらいあるのか、によって費用対効果にも配慮することになりますが、いずれにしても人間（計量士）の技術集団の中において色々なことができますが、要望の傾向を精査する中で対応する必要があります。所在場所検査はともかく、集合検査は委託元の規定に基づいているので時間的制約も出てくることもあることから、検討する部分があります。

## ○鈴木

これについては、確かに様々な要望、意見があってもその度合いについて調査などする必要がありますし、現状いるスタッフでは通常業務を行うだけで目いっぱいであることから、今後の課題として改善できることは改善していきたいと考えます。

それでは、時間も押してきましたので、本日の課題について総括しますと、皆様からご意見を頂戴し、今後計量協会の在り方を進めて行く上で具体的に示して頂くなど参考となつたご意見も頂戴し助かりました。

計量においては、計量法の改正の中にありますが、民間活力がなければなかなか回つていかない状況にあり、我々計量団体としても計量行政を補完する必要性が強くなっています。その使命を達成すべく団体としての基盤をより盤石なものにしていくため、これらの課題をクリアして行きたいと考えています。

「検査センターとの統合化」については、既に機関決定を受けているところなので、この方向で関係機関と協議、調整し問題点を解決しながら進めて行きたいと考えております。進捗状況については理事会、総会で逐次報告していきたいと思います。

## ○横田

最後にいくつか補足説明申し上げます。計量行政審議会が計量制度に関する課題検討会の後に行われ、明確に方向性が出されたわけです。例えば非自動ハカリ、自動ハカリ、ガソリンメーター等の「指定検定機関」の構築が始まりましたが、これについても鈴木専務から説明して貰いましたが、認可申請に関し「全国規模で事業が継続できる」ことを強く打ち出してきており、法改正が行われた後実務でインストールする作業が難航しています。特に指定検定機関制度を取り入れた自動ハカリの問題についていくつか申し上げると、非自動ハカリ、ガソリンメーターはこれを補完する検定所が組織として全国に展開されているので、指定検定機関がブロック単位で認定しても問題はなく、全国一律でサービスが行えます。ところが自動ハカリについては全国を網羅する指定検定機関ができない限り各ブロックでの認定はまだできない状態になっています。日本全国でできるような事業者は各メーカーに要請があって申請を急ぐようにということで協議をしていますがなかなか難しい状態になっています。ここにきて計量行政室との内々の話で恐縮ですが、自動ハカリの場合は各県の検定所は関与しないということで、制度を作るときに最初に重要な検定機関である検定所の組織が非常に損なわれているという実態を承知していたからであろうけれども、自動ハカリについては関与しないということで法の施行の執行構成の説明をしたために、ここにきて一番大きな問題になってきています。日本全国で例えばJQAとか、日本電気計器検定所であるとか日本全国で行える仕組みでないと認定をしない、という方向に舵を切ってきました。法律は施行されて進んでいますが、それができないとすると検定は産業技術総合研究所でやらざるを得ませんが、産業技術総合研究所でできるはずがなく、できないものを仕組みにしてしまいました。

ブロック単位では事業者であるとか事業体が申請する動きをしていますが、これらに対しては「全国で展開しない限りは更新を認めない」ということでストップとなっています。

これから色々な仕組みが変わろうとするときに計量行政の方もかなり迷走を始めてしまっています。

それと、自動ハカリのJISの規定がもうすぐ制定されますが、現在の技術基準或いは計量法に記載されている文言が電気式ハカリについての計量の実態と多少ずれているところがあるって、そういったところを含めて大きな法改正が必要になってきており、特に修理（簡易修理、軽微な修理）とか型式承認の問題、そういったところについても、機械式のハカリを基にした計量法の文言が当てはめられていますが、電気式ハカリの実態と合わないところがあり、こういった改正についても始まっている状態です。なかなか難しい中でありますが、今まで計量行政に跛行性があつて地域差が出ていて、こういう問題があるということについては目をそらし「問題はない」としてきましたが、「計量課題はある」ということを認識されて幾久しく、これから10年、5年の中で特に近々の問題として大きく変わってくる様相を呈しています。計量協会としても今までがこうだったからという議論がなかなか通じない難しいことになろうかと思います。今まで検定所の中に協会があることについて費用的なものも含め容認してもらっており、なるべくそこには触れないようにして従来通りということで続いていますが、一般社団法人であることから他の業界団体と同様に、いつ「そろそろ自前の場所に出て行ったらどうですか」と要求されるかわかりません。当局とは適切な環境の中で説明させてもらっており、近県、他県の例、タクシー装置検査委託を受けられる体制を含め、計量協会の育成強化についても支援を賜りたいとお願いしています。

県の支援が無ければ成り立たないということでは協会の在り方が違ってきます。「こうあるべきだ」ということで、皆様から様々の意見を頂戴したものを根っこにして今後の協会の活動について進めて行きたいと思いますので今後とも宜しくお願いします。

#### ○笹尾

一応編集委員長として確認しておきますが、今回の「座談会」はぶっつけ本番で色々なご意見、至らない点等々発言を頂戴しましたが、記念誌にどういう形で反映させますか。

#### ○鈴木

本日の意見交換はICレコーダーに録音させてもらっており、文字起こしが完了したら参加者各位を見て頂き校正して頂いたうえで、基本的にはそのままの状態で載せようと考えています。

#### ○笹尾

基本的にそのまま掲載は構いませんが、ぶっつけ本番で話をしたので不要部分を削除したり言い足りなかつた部分を追記したり、表現を変更したりしても宜しいか確認しておきたいと思います。

#### ○横田

現状説明の中で皆さんに理解して頂くために言葉として発したもののが、文章にすると差しさわりがある内容となる場合もあるので、この辺は改めて精査することになります。ただ、きれいごとで整える必要はなく、問題は問題として、課題としての内容は明確にしておく必要があります。

皆さんも同様な考え方の基に精査、校正をお願いします。

○鈴木

全てを掲載するということではなく、最終的にはある程度要約した形になると思いますので、今後調整させていただきます。

○笹尾

発言者を明確にしておいた方が良いと思います。

○中嶋

前に戻って恐縮ですが、販売事業者が過去26年間で約6分の1くらいになっていますが、750人いたのが122人になっています。販売事業者が会員となって何のメリットがあるのですか。

○横田

退会者のほとんどが薬局です、規制対象となっていた体温計の販売業者は平成10年までは届出義務があって計量協会において手続きを行っていました。今は計量法から除外されたため、当時は加入するメリットがありました、届出が市町村になったことでこれを機会に脱会する業者は多いです、日本全国同じような状態です。

○笹尾

当時は登録制であり、計量器を販売するには「計量器の知識が必要であること」と法律に書いてありました、再登録の際には試験があり、また登録内容に変更が生じた場合には変更登録の申請が必要で、これらの手続きの際に協会が「計量指導」を行い、販売者に対して講習会等を行っていたことなどからメリットがありました、届出制になったことでこれらのメリットもなくなり退会が増えました。

○横田

色々な手続きが「登録制」から「届出制」変わってきた中で、特に販売事業者についてはそういった関与が少なくなってきたことが退会の主たる原因です。現在は「検定証印」の有無で「取引証明に使用できる」判断をすることくらいで、ホームセンター等で「中国製」も含め専門的知識がなくても販売されています。

○鈴木

「その他」ということで、それ以外で協会に対する要望等あったら発言願います。

特に無いようですので、これで座談会を終了します。